

不適切な服務管理

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容																																																						
春日丘高等学校	<p>教育公務員特例法第 20 条第 2 項の規定に基づく研修（承認研修）において、研修計画書と総務サービス事業（システム）で行う研修承認願との研修日時が一致せず、当該研修の場所は自宅であるが、その必要性や成果が明らかでないもの（A 教員）が 1 件あった。</p> <p>研修計画書の研修場所と承認された研修場所とが一致しないもの（B 教員）が 1 件あった。</p> <table border="1" data-bbox="516 701 1317 1058"> <thead> <tr> <th colspan="2">研修計画書</th> <th colspan="2">研修承認願</th> </tr> <tr> <th>日時</th> <th>場所</th> <th>日時</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7 月 30 日全日</td> <td>自宅</td> <td>7 月 30 日全日</td> <td>自宅</td> </tr> <tr> <td>7 月 31 日全日</td> <td>自宅</td> <td>7 月 31 日全日</td> <td>自宅</td> </tr> <tr> <td>8 月 20 日全日</td> <td>自宅</td> <td>8 月 20 日全日</td> <td>自宅</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>8 月 21 日全日</td> <td>自宅</td> </tr> <tr> <td>8 月 22 日全日</td> <td>自宅</td> <td>8 月 22 日全日</td> <td>自宅</td> </tr> <tr> <td>8 月 23 日全日</td> <td>自宅</td> <td>8 月 23 日全日</td> <td>自宅</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="516 1100 1317 1528"> <tr> <td>研修目的</td> <td>研修計画書には、「ウェブ、DVD等を利用してできるだけ多くの英語に接し、英語力を磨く。あわせて I T 技術を利用した教材の研究をする。」と記載。</td> </tr> <tr> <td>研修内容</td> <td>研修計画書には、「W e b サイト、C S 放送、D V D、NHK オンデマンド等を利用して、できるだけ長時間、生きた英語に触れる。合わせて録音、録画したものを授業に利用できる形にする研究をする。」と記載。</td> </tr> <tr> <td>研修による成果及びその活用方法</td> <td>研修計画書には、「教材作成」「後期以降の授業に活用する。」と記載も、研修報告書にはこれらに関する具体的な成果の記載はほとんどない。</td> </tr> </table> <p>・教員 B の場合</p> <table border="1" data-bbox="516 1570 1317 1759"> <thead> <tr> <th colspan="2">研修計画書</th> <th colspan="2">研修承認願</th> </tr> <tr> <th>日時</th> <th>場所</th> <th>日時</th> <th>場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8 月 16 日</td> <td>図書館</td> <td>8 月 16 日</td> <td>図書館、自宅</td> </tr> <tr> <td>8 月 20 日</td> <td>自宅、図書館</td> <td>8 月 20 日</td> <td>自宅</td> </tr> </tbody> </table>	研修計画書		研修承認願		日時	場所	日時	場所	7 月 30 日全日	自宅	7 月 30 日全日	自宅	7 月 31 日全日	自宅	7 月 31 日全日	自宅	8 月 20 日全日	自宅	8 月 20 日全日	自宅			8 月 21 日全日	自宅	8 月 22 日全日	自宅	8 月 22 日全日	自宅	8 月 23 日全日	自宅	8 月 23 日全日	自宅	研修目的	研修計画書には、「ウェブ、DVD等を利用してできるだけ多くの英語に接し、英語力を磨く。あわせて I T 技術を利用した教材の研究をする。」と記載。	研修内容	研修計画書には、「W e b サイト、C S 放送、D V D、NHK オンデマンド等を利用して、できるだけ長時間、生きた英語に触れる。合わせて録音、録画したものを授業に利用できる形にする研究をする。」と記載。	研修による成果及びその活用方法	研修計画書には、「教材作成」「後期以降の授業に活用する。」と記載も、研修報告書にはこれらに関する具体的な成果の記載はほとんどない。	研修計画書		研修承認願		日時	場所	日時	場所	8 月 16 日	図書館	8 月 16 日	図書館、自宅	8 月 20 日	自宅、図書館	8 月 20 日	自宅	<p>承認研修のうち特に自宅研修について、承認研修の日時、場所、内容等についてチェック体制の強化を図るなど再発防止のための措置を講じられたい。</p>	<p>教員 A について</p> <p>8 月 21 日の研修承認については、実際には出張であったが、研修承認願が提出されていたため、誤って出張と研修を二重に承認した。そのため、総務サービス事業（システム）による研修承認願を取消する措置を講じた。</p> <p>また、提出されている研修計画書、研修報告書に基づいて、教員 A（英語科担当）にヒアリングを行い、自宅での研修が適正に行われていたことを再確認した。</p> <p>なお、当該研修は、学校では視聴できない放送を、自宅において視聴、録画し、教員 A の英語力の向上はもとより、授業に活用するための教材研究として行われたものであり、その必要性は十分に認められるものであった。</p> <p>さらに、准校長による日々の授業観察において、当該研修で作成された教材が授業に活用され、生徒の学習意欲及び英語力の向上に有効であったことを確認しており、またその成果についても確認した。</p> <p>教員 B について</p> <p>8 月 16 日、20 日ともに、総務サービス事業（システム）による研修承認願に記載された場所での研修が確認されたため、研修計画書の記載を修正する措置を講じた。</p> <p>なお、今後、研修を承認するに当たっては、研修計画書が提出された時点において本人に対するヒアリングを実施し、その内容が教員の資質向上に資するものであるか等の確認を、複数の管理職（准校長、教頭）で行うなど、チェック体制の強化を図る。</p> <p>特に、自宅研修の承認に当たっては、研修の内容から研修場所が自宅に相応しいかどうか、学校（勤務公署）でできない客観的な理由が存在するか等の具体的な確認を行う。</p>
研修計画書		研修承認願																																																							
日時	場所	日時	場所																																																						
7 月 30 日全日	自宅	7 月 30 日全日	自宅																																																						
7 月 31 日全日	自宅	7 月 31 日全日	自宅																																																						
8 月 20 日全日	自宅	8 月 20 日全日	自宅																																																						
		8 月 21 日全日	自宅																																																						
8 月 22 日全日	自宅	8 月 22 日全日	自宅																																																						
8 月 23 日全日	自宅	8 月 23 日全日	自宅																																																						
研修目的	研修計画書には、「ウェブ、DVD等を利用してできるだけ多くの英語に接し、英語力を磨く。あわせて I T 技術を利用した教材の研究をする。」と記載。																																																								
研修内容	研修計画書には、「W e b サイト、C S 放送、D V D、NHK オンデマンド等を利用して、できるだけ長時間、生きた英語に触れる。合わせて録音、録画したものを授業に利用できる形にする研究をする。」と記載。																																																								
研修による成果及びその活用方法	研修計画書には、「教材作成」「後期以降の授業に活用する。」と記載も、研修報告書にはこれらに関する具体的な成果の記載はほとんどない。																																																								
研修計画書		研修承認願																																																							
日時	場所	日時	場所																																																						
8 月 16 日	図書館	8 月 16 日	図書館、自宅																																																						
8 月 20 日	自宅、図書館	8 月 20 日	自宅																																																						

また、研修終了後の研修報告書に関係書類の添付を求め、研修内容やその成果を十分に確認する。その上で成果物としての報告書を教員間で共有するとともに、授業への還元を明らかにするための公開授業を進めていく。

以上について、職員会議において、准校長から教職員に周知した。

建設仮勘定の精算事務

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容						
<p>教育委員会事務局 教育振興室 高等学校課</p>	<p>1 府立高等学校教育振興事業において、平成 24 年度期首と期末の建設仮勘定が同額の 99,775,590 円計上されていた。</p> <p>本件の内容を調査したところ、摂津高等学校に体育科を新設するため、平成 22 年度と平成 23 年度にかけて実施したグラウンド整備工事に係る工事費等が平成 23 年 6 月に工事が完了し、供用が開始されているにもかかわらず建設仮勘定に未精算として計上されたままとなっていた。</p> <table border="1" data-bbox="649 766 1299 972"> <tr> <td>大阪府立摂津高等学校 グラウンド整備工事費</td> <td>98,830,590 円</td> </tr> <tr> <td>摂津高校グラウンド整備 工事監理業務委託料</td> <td>945,000 円</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>99,775,590 円</td> </tr> </table>	大阪府立摂津高等学校 グラウンド整備工事費	98,830,590 円	摂津高校グラウンド整備 工事監理業務委託料	945,000 円	合 計	99,775,590 円	<p>1 建設仮勘定に計上した資産について、建設仮勘定取扱要領第 4 条に基づき精算を行う必要があるにもかかわらず、高等学校課の担当者が建設仮勘定の精算に係る事務処理を適切に行えていなかったことが要因である。</p> <p>2 本件については、速やかに建設仮勘定の精算を行うなどの是正を行うとともに、今後建設仮勘定について精算未了となっているものの理由を確認するなど再発防止のための具体的な措置を講じられたい。</p> <p>【建設仮勘定取扱要領】 第 4 条 建設仮勘定は、公有財産要領第 4 条及び第 5 条に規定する取得年月日又は異動年月日をもって精算しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する精算と併せて、本資産勘定の額と同額の財産を公有財産台帳に登録しなければならない。</p>	<p>1 調査の結果、本件は、工事完成時に建設仮勘定の精算を行い、資産計上が行われているにもかかわらず、データ処理に誤りがあり、建設仮勘定にも未精算のまま計上されていたことが判明した。このため、財務会計システム所管部署である会計局にデータの削除を依頼し、処理を完了した。平成 25 年度は、この点を反映した財務諸表を作成する。</p> <p>2 今後、月次決算等の確認などの機会において、実務担当及び決裁権者における確認を徹底する。</p>
大阪府立摂津高等学校 グラウンド整備工事費	98,830,590 円								
摂津高校グラウンド整備 工事監理業務委託料	945,000 円								
合 計	99,775,590 円								